

* 第24回委員会(9/5)資料2より(猪名川部会部分抜粋)

猪名川部会とりまとめ(案)

今回の説明資料(第2項)は、上流部狭窄部の浸水被害解消のために、現時点で短期間に実施可能で、最も効果の大きいと考えられる「ダム建設」と、下流部の堤防強化策を中心に据えたものである。ダム建設は、社会環境・自然環境への影響が極めて大きい、また一旦ダムが完成するとそれに応じて、流域の社会環境・自然環境が不可逆的に変化する。したがって、「原則としてダムを建設しない」という流域委員会の提言を極力尊重してハード・ソフト双方の様々な浸水被害の軽減策、利水安全度の確保策を、単独では個々の効果がたとえ小さな施策であったとしても、再度精査検討し実施に向けての具体的手順を明示されたい。

主な検討項目に対する意見

1 狭窄部

目標とする降雨の規模について

浸水被害解消の目標とする降雨レベルの高低により、対策の方法・レベルが異なってくる。銀橋上流部の浸水被害解消対策の目標を既往最大規模(昭和35年型降雨)とした場合、ダムを含めた様々な対応策を行ったとしても浸水被害は完全には解消しない。これまで経験した最大規模の降雨を浸水被害解消に向けた目標とすることは、住民等の納得の得やすいものであることは十分理解できる、しかし昭和35年型の降雨確率(約1/4000)およびその時間降雨パターン(2山型)を考えた場合、その算定方式を含めて再検討が必要ではないか。このままであれば、他の狭窄部と比べて過大な目標降雨レベルではないかと考える。

目標を既往最大規模とした場合、今後それ以上の降雨があった場合には、年とともに目標レベルが上がり、(繰り返す水害の輪廻と同様に)その対策にはキリが無いことは自明のことで、これに対処することは不可能であることを明言しておく必要がある。また、目標降雨以下の場合であっても、破堤等による洪水の危険を完全には避けることができないことを社会に明示しておくことが必要である。

従って、浸水被害の解消の目標とする降雨規模については、引き続き精査を行い、住民の意見等も考慮して設定することが望ましいと考える。また、様々な降雨のパターンを考慮し

てきめ細かい対策を検討すべきである。例えば、他の狭窄部の水準に合わせ、1/50年の降雨等にすべての狭窄部上流の浸水被害解消目標を統一し、それ以上の降雨レベルの浸水被害解消に対しては、「移転」・「耐洪水建築」・「被害補償」・「土地利用の制限」などの法整備・ソフト対策を充実する等の方向が考えられる。

また、県管理区間等の上流部においても必要な箇所については堤防強化を行うことを検討すべきである。

浸水軽減策

- ・ダム以外の小規模なハード対策にダム建設と同等の精力を持って取り組んでいただきたい。例えば、多田地区において現在市街化調整区域になっている部分を洪水対策に積極的に活用する方策についても検討を行って頂きたい。能勢電鉄多田駅付近の浸水は、本流に起因するよりはむしろ東側台地の小規模住宅開発地区からの雨水の流出による「都市型被害」の要素が大きいのではないか。この地区での「都市型あるいは内水型水害」への対策とその効果を検討していただきたい。これらの例示を含めて「小規模なハード面からの具体策」のより充実した対策を検討していただきたい。これらについても「県担当区間」だからというような一般論的・抽象的表現に終わってはならないと考える。
- ・狭窄部上流の宅地その他の開発による、現浸透域の不浸透域化の抑制を図るシステムを関係当局と協議しその方策を講じる必要がある。現農地・ため池等の浸透能力および貯留能を精査し、現況の浸透・貯留能を維持する方策についても対策を講じるべきである。
- ・多田地区の強度浸水地域に関しては、上記の「移転」・「耐洪水建築」・「被害補償」・「土地利用の制限」などの法整備によるソフト対策も並行して講じておく必要がある。
- ・狭窄部「銀橋」は、当面の間、開削しないという方針は堅持する。しかし下流の堤防強化が完了し、下流部の治水能力強化の進展にしたがって、狭窄部を段階的に掘削することを将来再検討する余地は残していただきたい。

2 余野川ダム

まとめに対して（ダム-22）

一庫ダムの利水容量の余野川ダムへの振り替えの代替案として、府営水道等から水を導入する案も検討すべきである。新規ダムの利水権を、流域の自治体が放棄し始めた状況から考えて、流域の総合的な水需要管理の精査が緊急に、当然のことながら整備計画確定前に、策定に当たっての極めて重要な基礎資料として必要である。

また、流域委員会でも議論を進めている現段階では、余野川ダム建設が有効であると“客

観的に認められる”とは言い難いため、余野川ダム建設が“有効である”と言い切る表現は再考していただきたい。有効な方策は複数あって、複数の方法を同時に幅広くきめ細かに採用することによって初めて、治水・利水安全度を高め同時に環境を保全し再生することが可能だと考える。

今後の調査検討項目に対して（ダム-23）

- ・自然環境に対する影響調査に対して、例えば余野川ダムが完成すれば、溪流を含む「里川と里山」の生態系から「ダム湖」の生態系に当然移行する。生息生物リストの羅列は、この生態系の移行情況をモニタリングするのみである。地域住民がどのような生態系を望んでいるのかの意見を総合し、「残すべき」あるいは「創造すべき」べき「目標生態系」を設定し、その目標実現に資するモニタリングにある程度絞るべきである。希少種・特定種のみが保全の目標ではないが、例えば余野川ダム計画地に隣接するオオタカ生息区域は、保全されるべき流域の貴重な“自然”の一つであって、その保全に万全を期していただきたい。

検討の方法、社会的合意について

「調査・検討」の結果、ダムの規模の拡大・縮小・中止といった結論が得られた場合においては、現計画から検討見直し後の計画への変更による、自然環境への影響・社会的混乱を最小限に抑え改善するため、費用負担の主体の明記あるいは変更・補償問題の解決法・撤退のルールもあわせて検討していただきたい。

また、改正河川法の基本精神を尊重し、余野川ダム見直し検討の過程をはじめ、猪名川の整備内容全体に渡って、住民の意見の聴取を進め計画策定に反映していただきたい。住民意見を「極力尊重する」手順を明記しておくことが必要である。

ダム建設に関する社会的合意、有効性の客観的認知についての基準、考え方も整備計画に記すべきである。

3 猪名川全体に関する事業について

環境

猪名川の河川環境に関する基本的な方向性

猪名川は、人口密集地域を貫流する都市河川であり、都市部に残された貴重な自然空間である。人と自然とが織り成すこの貴重な自然空間を「里川」としての魅力を損なうことなく、多くの都市河川再生の目標に耐え得る「猪名川モデル」を目指して、保全また再生していた

だきたい。

個別施策について

- ・横断方向の連続性の回復（河川形状）（環境-14）

説明資料（第2稿）で「検討」とされている下加茂地区以外の地区でも、河川敷のグラウンド縮小と合わせて検討の候補に加え、随時実施に移していただきたい。特に注目すべき地点は、現在残された「蛇行」地点で、洪水時の掃流力によって「川が川を作れる地点」を重点的に取り上げてゆくべきだと考える。

水陸移行帯など提外地における横断方向の連続性のみでなく、農林水産省等の関係省庁とも連携して、河川・水路・田圃・ため池と連続していた横方向の「水域ネットワーク」を再生し、河川環境を構成する重要な要素である魚類・両生類をはじめとした水生生物の生活環境を復活させる施策をぜひとも検討していただきたい。

- ・魚道（環境-23、24、25）

猪名川の魚類の自然分布を想定した、「再生目標」を策定し、そのビジョン実現に有効な地点から優先的に、構造の検討を含め魚道の整備を進めるべきだと考える。一般的には、河口付近汽水域の潮留堤を始めとした下流域の堰堤が回遊魚・エビ・カニ等の大きな移動障害となっている。

また魚類を始めとした水生生物の生息空間を第一義的に規定する、平水時の河川水量の確保も極めて重要である。利水容量の精査・確認の結果を踏まえて堰の廃止や取水容量等の再配分を検討すべき。

- ・水質（環境-54）

環境については、猪名川全体の河川環境の再生を視野に入れ、施策の実施場所とその優先順位を決める必要がある。その意味において空港川で連続性の回復のための施策を行う理由について明記していただきたい。空港川との連続性確保の検討の際には、遡上した場所が、魚類の生息できる環境であることが必要である。このため空港川の水質改善・生息場所構造の改善も併せて行うべきであり、総合的な環境改善を整備計画に位置づけ、流域の水質改善の施策（下水道施設の改良等）を推進できるようお願いしたい。特に下流部の水質改善を目指した施策を検討していただきたい。流域全体に渡っても、現在の環境水質基準をクリアーしているから十分であるとの見解を改め、基準値のレベルを引き上げるだけでなく、「水道の水が美味しい」「泳ぐ気になる」「採った魚を食べたくなる」など流域住民の官能にも耐え得るレベルを目指した整備計画にしていきたい。

・外来種対策（環境-55、56）

猪名川においては都市河川であること、河川面積が小さいこともあって帰化植物の比率が日本一であるばかりでなく、優占化して在来種の生育を阻害するオオブタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、トウネズミモチなどの帰化植物繁茂が激しい。これらの帰化植物の現状調査の後、定期的な刈り取りなどの植生管理を行い、在来河川敷植生の保全と回復を図るべきだと考える。

淡水魚など外来淡水動物の強力な捕食者であるオオクチバスが、ほぼ全てのダム湖・ファブリダム上部に形成される湛水域に侵入し繁殖し、在来生物にとって大きな脅威となっている。河川法が改正され「環境」を河川整備計画の重要な柱と位置付けた結果、外来種対策の具体策を講じる責務が生じたと認識し、すみやかに実施していただきたい。

治水

土地利用の規制、誘導について（治水-1、2）

猪名川は特に流域の開発が進んでいるため、これ以上危険な地域に家屋をつくらせない、また、洪水の際には速やかに避難できるよう、より徹底した情報提供や土地利用の規制、誘導への着手が必要である。現在でも、狭窄部上流などでは、過去の浸水実績を示した電柱などがあるが、さらに、どこからでも見えるような工夫をする、浸水想定深と避難経路を街頭に明示するなど、河川管理者が行うことができる、あるいは地方自治体に要請することが可能な方策を速やかに実施していくことを猪名川の整備計画として明示していただきたい。また、国土交通省の権限外ではあるが、猪名川の狭窄部上流の危険地などでは、著しい開発により浸水が想定される地域にまで家屋が張り付き、また、流出速度が増加していることにより危険が増大していることに鑑み、土地利用規制、移転の促進などを強く働きかけることを検討いただきたい。

また、猪名川流域では急速な開発が行われていることに鑑み、流域内保水能力、貯留機能については強化を行うことも重要であるが、その前に、現在の猪名川流域の浸透、貯留能力を維持する方策（森林や農地の維持および開発の防止、溜め池の維持等）についても検討を続けて頂きたい。さらに、家庭における雨水マス、公共施設における貯留機能の整備等、個々の施策の効果がたとえ小さいものであっても、流域全体の治水・利水双方の安全度を高めるきめ細かな施策を再度精査検討していただきたい。

すべての施策を行ったとしても洪水は起こりうることを地域の住民に十分、認識してもらうよう留意し、洪水という最悪の結果を招いた場合においても、避難誘導の経路とそれを有効に機能させる社会的なシステムを整備していただきたい。

利水

農業用水の精査

流域の総合的な管理を進めるに当たっては、農林水産省等の関係行政機関と連携し、ダムまた河川水の利水容量の多くを占める、「農業用水」の精査を進めることが水道用水・工業用水の精査と同様に必要不可欠である。用水を供給すべき農耕地が減少しその維持が困難になった用水に関しては、地域住民にとって望ましい水辺環境創出機能を加えることで維持するのか、あるいは維持の必要性のない用水施設については撤去するのか、を検討していただきたい。この場合、農業利水者のみではなく、地域住民参加のもとで検討を進める必要がある。

利用

河川敷利用について（利用-6）

縮小を基本とする現在の説明資料の主旨は理解できるが、高水敷の65%がグラウンド等として利用されている猪名川では、当然、運動公園の新設を認めるべきではない。猪名川と比較して河川敷の運動公園（グラウンド）の比率がそれほど高くない淀川等と猪名川を同列に捉えて河川保全利用委員会（仮称）を運営していくことの無いよう、猪名川の特性に特に留意していただきたい。また、現在既に都市計画で公園として位置づけられている河川敷についても運動公園や花壇のような人工空間としての利用ではなく、里川の自然を再創造する自然公園に転換するよう地方自治体に要請をしていくべきと考える。河川敷の都市公園やグラウンドとしての利用率の高い猪名川の特性を強く意識した整備計画として記述頂きたい。また、グラウンドを縮小した場合には、高水敷を切り下げ、冠水頻度の異なった砂州・河原・一時的水域や水陸移行帯の形成を促すような整備計画を提案する。このことと人為的な攪乱を加えることにより、陸生の草本が異常に卓越繁茂することのない里川の復活が可能だと考える。

河川レンジャーについて

以下の検討項目などが現在考えられる。試行の際の課題としていただきたい。

1. 河川整備計画におけるどの部分を担う役割か。河川レンジャーの目的の明確化。河川整備計画における位置づけ。その中で河川レンジャーの活動は何か。
2. 河川レンジャーと河川管理者との関係は何か。任命、登録、委託、委嘱、採用・・・何か。ボランティアか、雇用関係か、報酬はどうするのか。
3. 河川レンジャー像は何か。河川レンジャーは、この河川整備計画の枠組みの中活動であ

ることを理解しているのか。河川整備計画による位置づけなど、お願いする人には、事前に枠組みの理解などの研修・教育が必要ではないか。教育・研修・フォローアップ制度・システムの確立。任命するものはこの研修教育を終了していることが前提。また、どんな能力を持った人が必要か。

4. 活動の仕組みは。活動の範囲、地域、内容は何か。個人の活動と河川レンジャーとしての活動の区別は。
5. 河川レンジャーと河川管理者のパートナーシップのあり方は。河川整備計画の中での河川レンジャーの役割と責務、権限・義務、河川管理者の河川レンジャーへの支援や協働のあり方。物資的、金銭的、理論・知識的、運営的、活動の場の提供・・・の検討。
6. 活動の評価の仕組み
7. 活動継続、任命制度??の任期、継続、罷免・・・、などの規約・規程の作成。
8. 新しい河川レンジャーの育成の仕組み、養成制度。活動に参画する仕組み、フォローアップのシステム構築。そのような人材育成のカリキュラムのあり方。レンジャー連絡会などの情報交換の組織とその組織との河川管理者との連携の仕組みなど。
9. レンジャー制度の仕組みを検討することが肝心ではないかと思われる。